

次世代育成支援対策推進法への対応について

1. 一般事業主行動計画の公表・周知について

- (1) 公表 2017年6月1日までにホームページに掲載
- (2) 周知 社内イントラネットであるサイボーズへ掲載

2. 一般事業主行動計画の策定について

- (3) 目的 子育てや介護等の家庭生活、地域活動、自己啓発等に必要とされる時間と労働時間を柔軟に組み合わせ、労働者一人ひとりが心身ともに充実した状態で、意欲と能力を発揮できる職場環境をつくることによって、全ての従業員がそれぞれの意欲と能力を存分に発揮できるように、次のとおり、行動計画を策定する。

- (4) 計画期間 2017年4月1日～2019年3月31日

(5) 内容

目標1 ① 有給休暇一斉取得日を設け、また、② 個人別の有給休暇の取得時季を設ける（=個人別年次有給休暇取得計画表を作成する）ことで、一人年5日以上の年次有給休暇を取得する。

目標2 2017年度および2018年度の年次有給休暇の平均取得率を60%以上とする。

目標3 仕事と介護や仕事と育児の両立を支援するため、2017年から施行された改正育児・介護休業法について社内教育やサイボーズにより周知徹底し、取得しやすい環境作りに努める。

【目標1の対策】

対策1 有給休暇一斉取得日の設定…2017年度は、以下のとおりとする。

5月6日（土）

11月4日（土）

12月29日（金）（午後）

対策2 年3日の有給休暇取得日の計画的な設定…全ての従業員は、年3日の有給休暇の取得時季を計画して、部署長に申し出、4月25日までに部署長を通して総務部に提出するものとする。

参考として、衛生委員会が提案した有給休暇の取得時季の8つのモデルを例示する。

① 5/20、9/2、2018/1/20

② 6/3、9/16、2018/2/3

③ 6/17、10/7、2018/2/17

④ 7/15、10/21、2018/3/3

⑤ 8/8、8/9、8/10

⑥ 8/9、8/10、8/17

⑦ 8/17、8/18、8/19

⑧ 12/27、12/28、12/29（午前）

以上